

第3次中川村環境基本計画

令和2年(2020年)9月

中 川 村

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象区域.....	3

第2章 計画の基本方針

1 基本理念.....	4
2 基本目標と目指すべき方向.....	4
3 政策の体系.....	4

第3章 施策の内容

1 環境負荷の少ない持続可能社会の実現	
(1)低炭素社会の実現.....	5
(2)循環型社会の実現.....	9
2 美しい村の自然を活かした心地よい生活環境の実現	
(1)自然環境の保全.....	15
(2)公共水域の水質汚濁防止.....	17
(3)生活環境の保全.....	19
(4)空家等対策の推進.....	22

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制.....	24
2 計画の進行管理.....	25
[別添資料]	26

第1章 計画の基本的事項

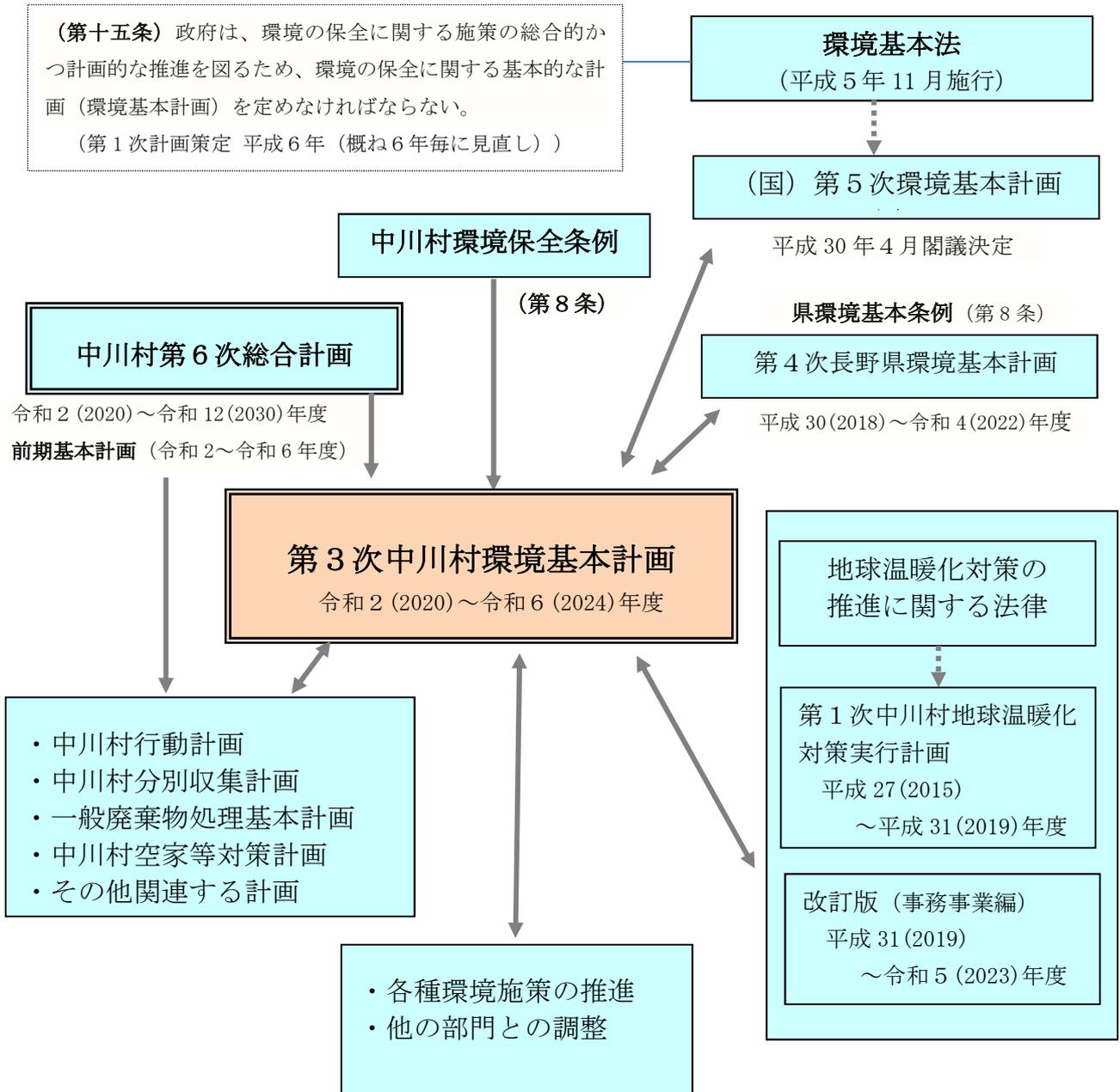
1 計画策定の背景と目的

- 近年、大気中の二酸化炭素濃度の増加に起因するとされる地球温暖化の進行により、気候変動、生態系への影響など、地球規模で環境に様々な変化が生じており、こうした気候変動がもたらす異常気象による大規模な自然災害の発生は、私たちの暮らしに不安を与えています。また、マイクロプラスチック※1による海洋汚染も大きな社会問題となっており、資源の再利用、再生可能エネルギー活用など、環境に対する関心はますます高まっています。このような中、2015年9月にニューヨークで開催された国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGs（持続可能な開発目標）※2として、2030年までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲットが示されました。この中には、気候変動、生態系、資源・エネルギー、食糧生産など、地球環境に関わる数多くの課題が含まれています。また、同年12月には温室効果ガス※3排出削減に向けたパリ協定※4が締結されるなど、深刻化する地球温暖化に対して、世界全体で早急な取り組みが求められています。
- 我が国においては、平成30年（2018年）4月に第5次環境基本計画が閣議決定され、持続可能な循環共生型社会※5の実現に向けた今後の基本方針と戦略・施策が示されました。長野県においても、同年3月に「共に育み未来につなぐ信州豊かな自然・確かな暮らし」を基本目標に掲げ、第4次長野県環境基本計画（2018年度～2022年度）が策定されています。
- 中川村では、平成21年度（2009年度）に第1次、平成26年度（2014年度）に第2次中川村環境基本計画を策定し、村、事業者、村民が一体となって住みよい環境を保全する取り組みを進めてきました。また、低炭素社会の実現に向けて、平成31年（2019年）4月に中川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガス排出量削減と再生可能エネルギーの活用を進めることとしています。
令和元年度（2019年度）には、今後の村づくりの指針となる中川村第6次総合計画（令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度））及び前期基本計画（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））が策定されました。村の将来像として「一人ひとりの元気が活きる美しい村“なかがわ”」を掲げ、環境分野におけるめざすべき姿として「多くの自然に生まれ持続可能で快適に暮らし続けられる“なかがわ”」としています。中川村の豊かな自然環境と村民の営みによって造られてきた農村景観は私たちの宝であり、将来にわたって繋いでいくことが私たちの責務です。国及び県環境基本計画の方針に沿いつつ、中川村第6次総合計画の基本方針と施策を具体化するため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、中川村環境保全条例（平成9年中川村条例第22号）第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。
- 上位計画である中川村第6次総合計画及び前期基本計画における環境分野の基本方針及び施策体系を踏まえて、これを具体化するものとします。

- 国及び県環境基本計画の基本方針を踏まえつつ、中川村地球温暖化対策実行計画、一般廃棄物処理基本計画（上伊那広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく中川村行動計画）、中川村分別収集計画、中川村空家等対策計画他関連する各種計画との整合を図るものとします。



【中川村環境保全条例】

第8条 村長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、中川村環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び指針
- (2) 環境の保全に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する必要な事項（以下省略）

3 計画の期間

本計画の計画期間は、中川村第6次総合計画前期基本計画の計画期間に合わせ、令和2年度(2020年度)を初年度とし、令和6年度(2024年度)を目標年度とします。ただし、期間の途中においても、社会情勢の変化や計画の進捗状況、また新たな取り組みが必要になった場合など、必要に応じて計画を見直すものとします。

4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、中川村全域とします。なお、環境に関わる問題は広域的な対応が必要となる場合もあるため、必要に応じて国、県、上伊那広域連合、近隣市町村など関係する機関や団体と連携を図ることとします。

[用語解説]

- ※1 マイクロプラスチック：海洋など環境中に存在する微少なプラスチック粒子で、厳密な定義はないが大きさが1mm以下、ないしは5mm以下のものを指す。プラスチックごみが紫外線や波浪によって微小な断片になったものや、合成繊維、化粧品、研磨材として使用されるマイクロビーズなど、様々な製品から放出される。海洋汚染による生態系への影響、生物濃縮により海鳥や人間の健康への影響が懸念されている。
- ※2 SDGs：別添資料（P.26）
- ※3 温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化窒素など、大気中において地表から放射された赤外線吸収することによって気温の上昇をもたらす気体の総称。近年、産業の発展や森林の開拓などによって大気中に放出される温室効果ガスが増えていることにより、地球規模で気温の上昇が進行していると言われている。
- ※4 パリ協定：2015年12月フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、京都議定書以来18年ぶりとなる気候変動に関する国際的な枠組みで、加盟する全196カ国が参加。「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目標に掲げ、5年ごとに削減目標を提出・更新することとされている。排出量削減目標の策定義務化や進捗の調査など、一部法的拘束力があるが罰則規定は無い。
- ※5 循環共生型社会：有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。国の第五次環境基本計画においては、SDGsの考え方に基づいた循環、低炭素、自然共生の総合的なアプローチにより、地域の循環資源を中心に、再生可能資源・ストック資源の活用、自然的なつながり、資金循環や人口交流等による経済的なつながりを深めていく「地域循環共生圏」の実現を掲げている。

第2章 計画の基本方針

1 基本理念

中川村環境保全条例では、第3条において次の3つの事項を基本理念として定めています。本計画は、この基本理念に則って策定することとします。

- 環境の保全は、村民が健全で豊かな環境の恩恵を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、すべての者の適切な役割分担のもとに、環境への負荷をできる限り低減させるように、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることに着目し、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

2 基本目標と目指すべき方向

本計画における基本目標と目指すべき方向は、上位計画である中川村第6次総合計画に合わせて、次のとおりとします。

◆基本目標

『多くの自然に育まれ持続可能で快適に暮らし続けられる“なかがわ”』

◆目指すべき方向

次世代に豊かな自然環境を継承するための保全に取り組むとともに、快適な生活環境と持続可能な社会を共に実現する“なかがわ”を目指します。

3 政策の体系

目指すべき方向を実現するための政策は、次のとおりとします。

- (1) 環境負荷の少ない持続可能社会の実現
 - ① 低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進します。
 - ② 循環型社会の実現に取り組みます。
- (2) 美しい村の自然を活かした心地よい生活環境の実現
 - ① 自然環境の保全に取り組みます。
 - ② 公共用水域の水質汚濁の防止に取り組みます。
 - ③ 生活環境の保全に取り組みます。
 - ④ 空家等の対策に取り組みます。

第3章 施策の内容

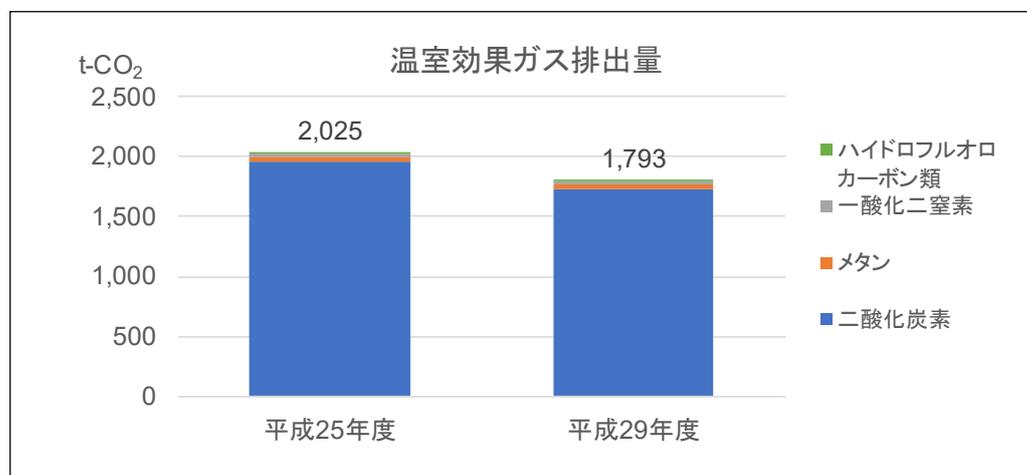
1 環境負荷の少ない持続可能社会の実現

(1) 低炭素社会の実現

【現状と課題】

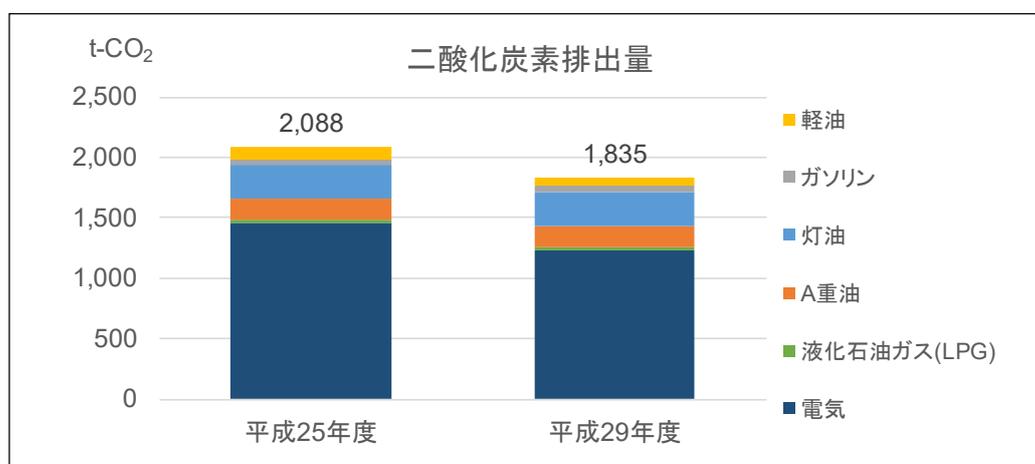
地球温暖化は、世界規模で自然環境に様々な影響をもたらしており、喫緊に取り組むべき課題です。村では平成27年度に第1次中川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、平成30年度において計画の見直しを行い、公共施設等における温室効果ガス※1排出量削減に向けた方針と目標を定めました。今後、計画を具体化し、地球温暖化対策の取り組みを積極的に進めていく必要があります。

村の主な公共施設の温室効果ガス排出量の推移（平成25年度・平成29年度）



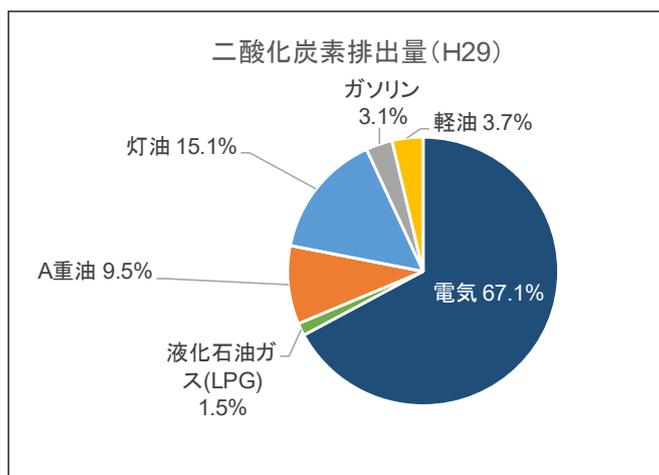
※ 平成25年度の実績値を把握している施設は一部である。そのため、実績不明の施設については、施設の大幅な改修等が無いことを確認したうえで、平成29年度の実績値を平成25年度にも適用している。

村の主な公共施設のCO₂排出量の推移（平成25年度・平成29年度）

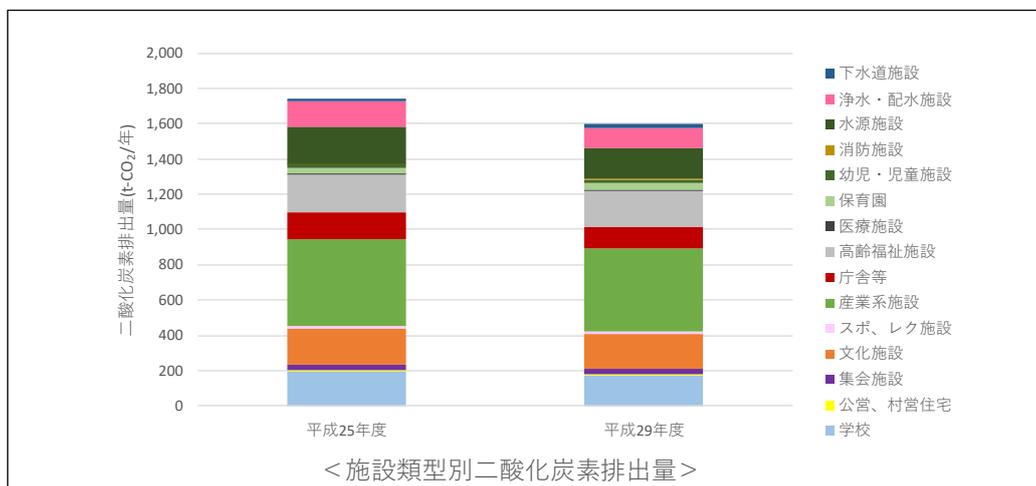


※ 平成25年度の実績値を把握している施設は一部である。そのため、実績不明の施設については、施設の大幅な改修等が無いことを確認したうえで、平成29年度の実績値を平成25年度にも適用している。

CO₂ 排出量のエネルギー種別の構成（平成29年度）

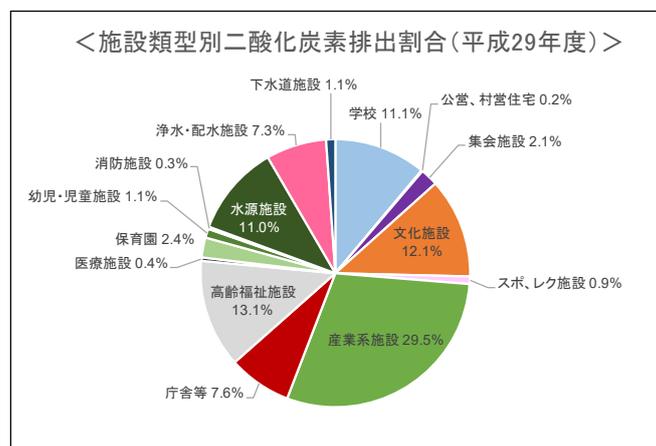


施設類型別の CO₂ 排出量の推移（平成25年度・平成29年度）



※ 平成25年度の実績値を把握している施設は一部である。そのため、実績不明の施設については、施設の大幅な改修等が無いことを確認したうえで、平成29年度の実績値を平成25年度にも適用している。

CO₂ 排出量の施設類型別の構成（平成29年度）



【基本方向】

地球温暖化の進行を抑えつつ生活の質を向上させ、快適な暮らしを維持することのできる村を目指します。

【施策の内容】

- ① 地球に優しい村づくりのために、温室効果ガス排出量削減のための省エネ、省資源対策を総合的に推進します。
 - ・ 第2次中川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の具体化
 - ・ 公共施設等におけるCO₂削減量の把握
 - ・ 各事業所におけるクールビズ・ウォームビズ※2の実施、啓発、情報提供
- ② 村有施設における設備機器の高効率化、太陽光発電設備、木質バイオマスボイラー等の導入を促進します。
 - ・ 木質バイオマスボイラーの導入
望岳荘（高齢者憩いの家）（令和2年7月稼働）
 - ・ 公共施設の空調・照明設備等更新時における高効率化
役場庁舎空調設備更新（令和2年度）
公共施設照明器具のLED化の促進
 - ・ 災害時避難施設等への太陽光発電設備導入検討
- ③ 地球温暖化対策に向けた再生可能エネルギーの活用の啓発を進めます。
 - ・ 環境、防災等に配慮し地域と調和のとれた太陽光発電事業の推進
ガイドラインの遵守及び関係条例の制定
 - ・ バイオマスエネルギー※3、小規模水力発電等の研究、情報提供
- ④ 家庭や事業所等の環境負荷の少ない機器の使用等、省エネルギーを推進します。
 - ・ 家電製品や機器類の、より環境負荷の少ない高効率機器への選択、更新
 - ・ 各家庭における節電等、省エネルギーへの啓発
 - ・ 電気自動車や低燃費車など環境負荷の低い自動車への転換・普及などの推進及びエコドライブの推進など運転時の環境負荷軽減の啓発
- ⑤ 木質バイオマスエネルギーの利用を促進します。
 - ・ ペレットストーブ導入に対する補助（森のエネルギー推進事業補助金）
 - ・ 木の駅事業※4に対する支援
- ⑥ 植林、間伐等森林施業による森林保護を推進します。
 - ・ 森林整備の推進

【目標指標】

目標指標	現状	目標値 (2024年度)	補足説明
公共施設等におけるCO2排出量	(2013年) 2,154t-CO2	(2023年度) 1,615t-CO2 (△25%)	地球温暖化実行計画 目標値
望岳荘バイオマスボイラー導入 によるCO2削減量	(2019年) 0 t	1 2 9 t (A重油約47kl)	第6次総合計画前期 基本計画目標値

関連計画

- ・中川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

〔用語解説〕

- ※1 温室効果ガス：（P. 3参照）
- ※2 クールビズ・ウォームビズ：平成17年度より環境省が推奨している夏期及び冬期の服装や空調の設定温度、ライフスタイルなどを見直し、地球温暖化対策を推進する取組。政府は、2030年度までに温室効果ガス排出量を26%削減させる目標を達成させるため、クールビズでは、冷房時の室温の目安を28℃、ウォームビズでは、暖房時の室温の目安を20℃として、冷暖房に必要なエネルギー使用量を減らし、温室効果ガス排出量の削減を目的にしている。
- ※3 （木質）バイオマスエネルギー：木材や海藻、家畜の糞など動植物から生まれた有機物から、酸化・燃焼などの化学反応を介して利用されるエネルギー。木材などのバイオマスを燃焼させれば、二酸化炭素が発生するが、バイオマスは植物由来であり、植物の成長過程で同じ量の二酸化炭素を吸収するため、二酸化炭素は増加しません。バイオマスエネルギーは古くから薪・木炭・家畜の糞尿が燃料として使われてきた。現代の利用方法には、大きく分けて直接燃焼、メタン発酵等の生物化学変換、ガス化などの熱化学変換、化学合成による燃料化などがある。
- ※4 木の駅事業：地域にある間伐材や林地残材など活用されていない森林資源を、山林所有者や森林ボランティアが「木の駅」に出荷し、地域内で使用できる「地域通貨」を対価として得ることで、森林の整備と地域経済の活性化、さらに木質バイオマスエネルギーの活用により地球温暖化抑制を目指す取り組み。中川村では、平成30年(2018年)4月に木の駅実行委員会が組織され、地域通貨として里山券（1,000イーラ＝1,000円）を発行し、NPO法人ふるさとづくりやらまいかが薪の製造を請け負い、望岳荘薪ボイラーの燃料などとして供給している。

(2) 循環型社会の実現

【現状と課題】

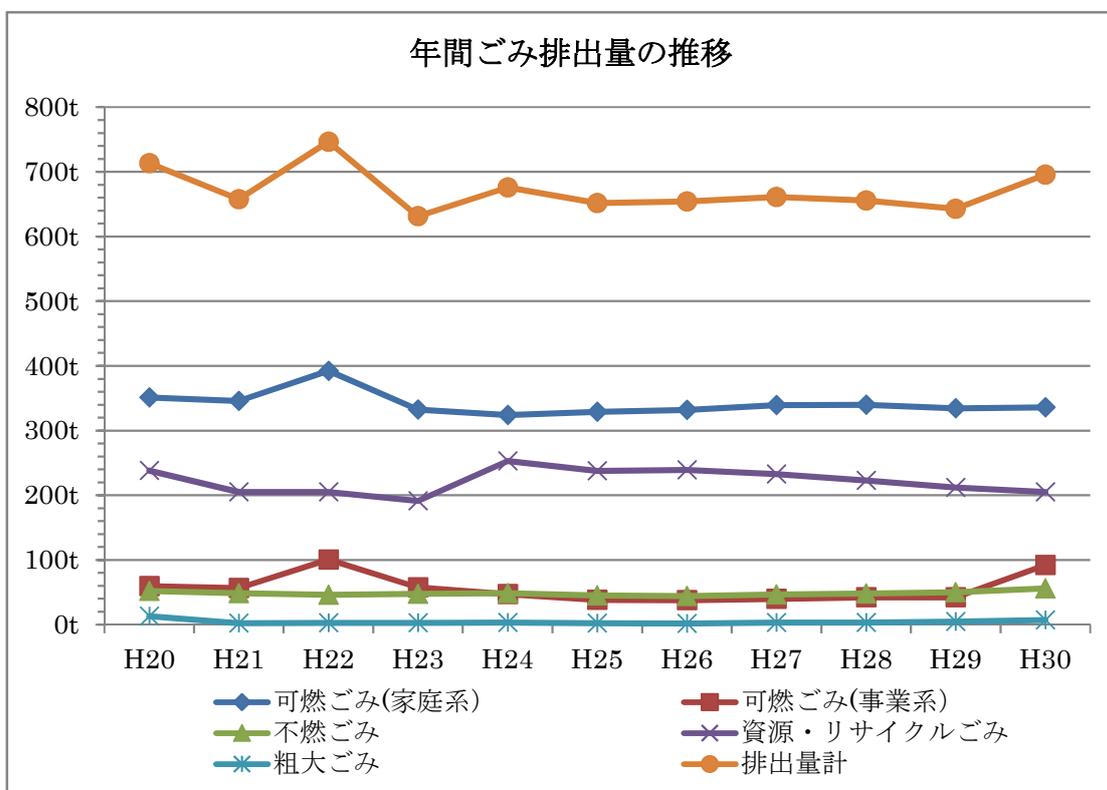
限りある資源を有効に利用するため、「大量生産・大量消費」から「循環型社会への転換が求められている中、上伊那広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、中川村行動計画に基づき、ごみの減量化、資源化を推進してきました。

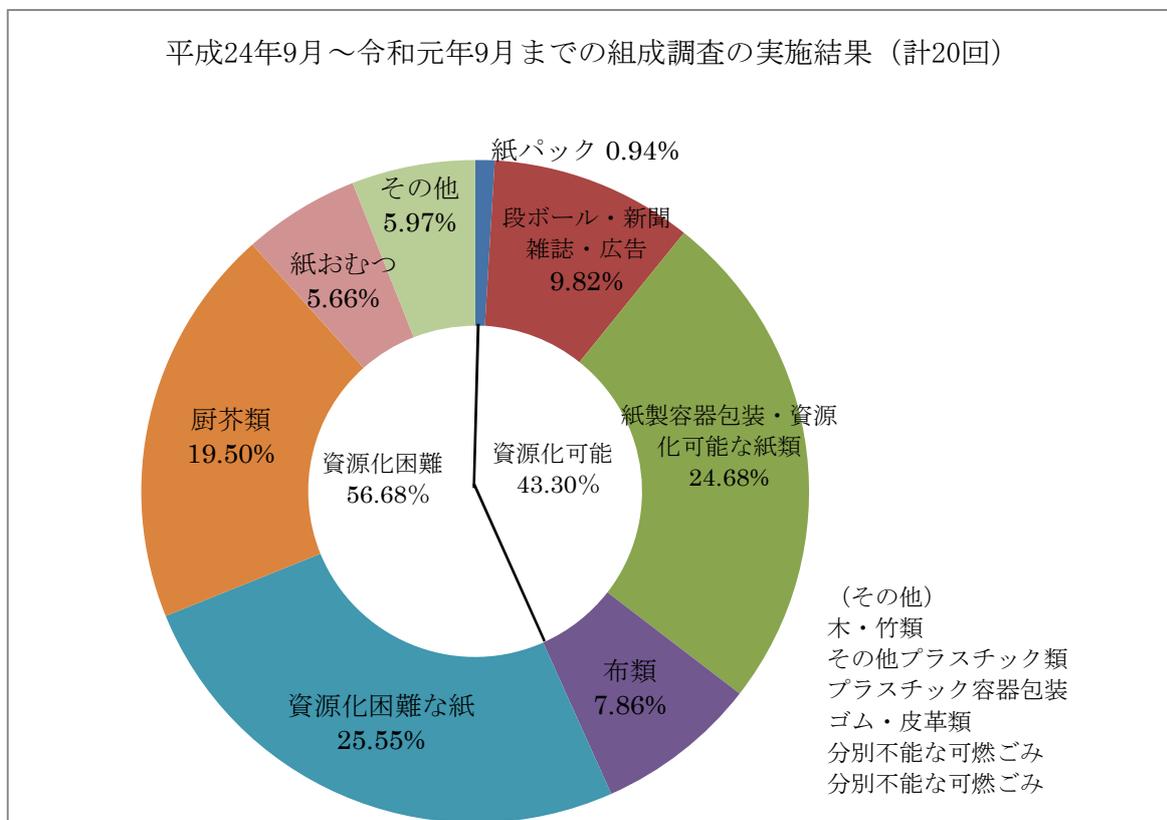
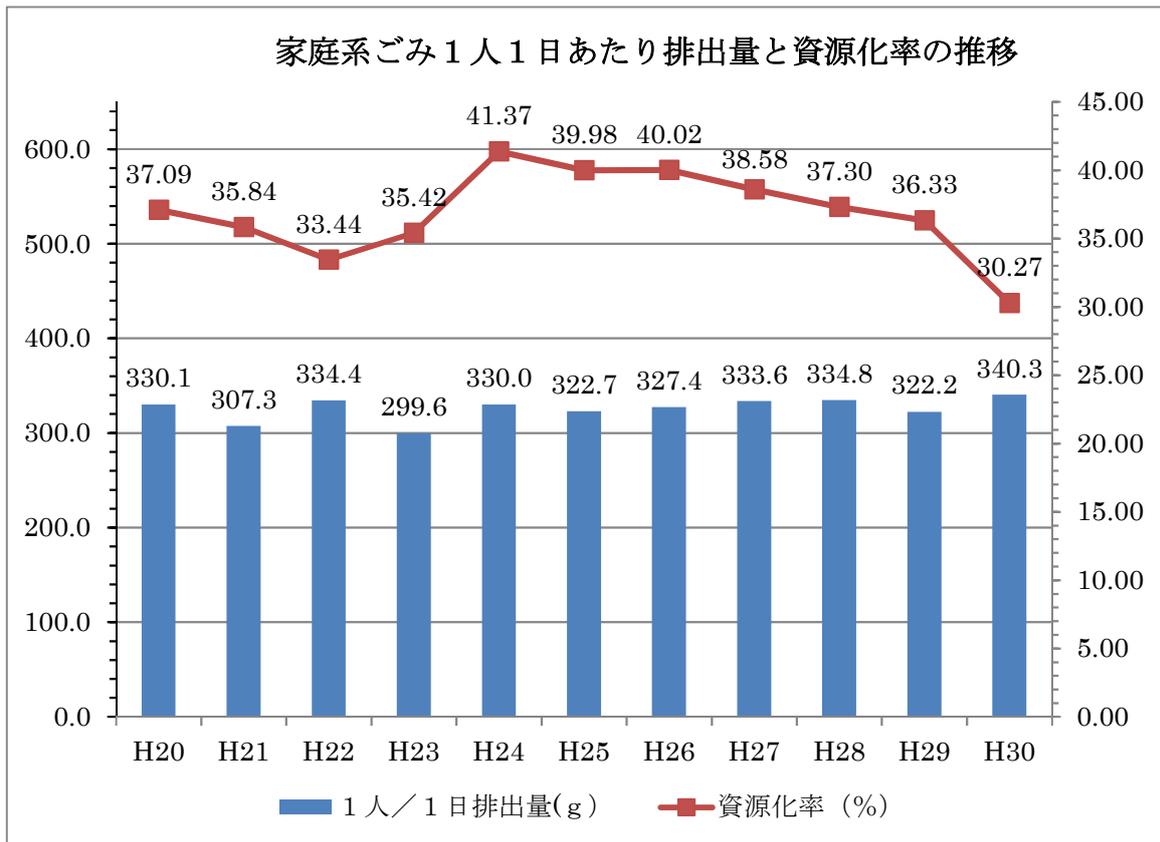
村のごみ排出量を見てみると、平成 15 年度から始まった「ごみ処理費用有料制度」導入以降、概ね横ばい傾向で推移しており、1人1日当たりの排出量は、国、県と比べて特に少ない水準を維持していますが、事業系可燃ごみの排出量は近年増加傾向にあり、事業所に対する啓発、指導を強化する必要があります。

また、平成 31 年（2019 年）4 月から上伊那クリーンセンターが稼働となり、廃プラスチックの分別変更による、資源物の可燃ごみへの混入が懸念されます。引き続きごみの発生抑制と、資源物（古紙類・布類・容器包装プラスチック等）の可燃ごみへの混入防止、ごみの分別・ごみの資源化への徹底が重要です。

また、世界的な海洋汚染などプラスチックごみが環境に及ぼす影響が問題となっています。よりよい環境を維持するため、プラスチックごみの削減やリサイクルの推進が課題です。

併せて、高齢化が進む中でごみの分別、ごみ出しが困難となり、可燃ごみ等の排出量が増加していくことが予想されます。住み慣れた地域で生活を続けていけるよう支援が必要です。





【基本方向】

ごみの減量化と資源化をさらに進め、ごみの適正処理により環境への負荷が少なく、大切な資源が守られている村を目指します。

【施策の内容】

- ① ごみの発生抑制、再使用、再資源化（3R※1）の取り組みを推進します。
 - ・ 広報紙、隣組回覧、CATV、保健部長会などを活用し、啓発活動の推進
 - ・ 生ごみの生ごみ処理機等の利用、農地還元など適正な自家処理の推進
 - ・ 生ごみ処理機、生ごみ処理容器（コンポスト等）の設置に対する補助の継続、及び普及促進による生ごみの減量・再資源化の推進
 - ・ 食品ロス削減にむけて、食べ残しを減らそう県民運動「30・10 運動※2」や3ない運動（買すぎない、作りすぎない、食べ残さない）の推進
 - ・ 資源物ごみ分別ガイドブック等を活用し、適正なごみ分別方法の周知徹底（特に可燃ごみの中の、古紙類の分別の徹底）
 - ・ 資源物回収（古紙、缶、びん、衣類、容器包装プラスチック、小型家電）の継続と資源化の推進
 - ・ 家庭や事業所を対象とした学習会の開催
- ② 使い捨てプラスチック※3が引き起こす環境問題に関する意識啓発に取り組みます。
 - ・ 広報誌等によるプラスチック環境問題に関する情報提供、学習会の開催
 - ・ エコバック持参によるプラスチック製レジ袋削減の推進
 - ・ マイボトルの使用、詰め替え製品への転換など、プラスチック製品を使わない選択の推進
 - ・ 事業者の製品への過剰包装等の削減等啓発活動の推進
 - ・ 信州プラスチックスマート運動※4、信州環境カレッジ講座※5等、県や関係機関と連携して、学びの場等の情報提供、参加推進。
- ③ 広報誌や地域組織などとの連携により、ごみ処理に対する意識の醸成を図ります。
 - ・ ごみの排出量及び排出実態、資源化の状況について、広報紙、保健部長会等を通じての情報提供による住民への啓蒙、環境学習への支援、推進
 - ・ 地区説明会の実施によるごみの減量化・資源化の推進
 - ・ ごみ処理施設への見学会の実施（保健部長会、一般住民）
 - ・ 地域や団体等のごみの減量化、資源化への取組の推進及び支援
- ④ 事業系可燃ごみの減量化、資源化に向けて、事業者へのチラシ配布や展開調査等の啓発を促進します。
 - ・ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別と適正処理の推進（事業系廃棄物処理の手引き等の活用）
 - ・ 上伊那クリーンセンターにおけるごみ展開調査の実施、実態の把握

(広域及び構成市町村と共同)

- ・村内事業所のごみ排出実態の把握及び適正な指導の実施
 - ・商工会と連携し、事業者へのチラシ等によるごみの減量化、資源化への協力依頼
 - ・各事業所での再利用、リサイクル製品（グリーンマークやエコマーク※6などの付いた環境に配慮した製品）の購入・利用促進などグリーン購入※7の取組みの推進
 - ・飲食店等による「食べ残しを減らそう県民運動」への協力依頼
 - ・公共施設からの生ごみの排出減量対策の継続
- ⑤ ごみ出し困難者への支援を検討します。
- ・高齢者等でごみの分別・ごみ出しが困難な方の実態を把握し、地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携を取りながら支援策の検討、構築
 - ・隣近所、地区内での助け合い・ささえあいの充実
 - ・ごみ出し支援ボランティアの育成
- ⑥ 上伊那広域連合、伊南行政組合の関係市町村との連携によるごみ処理体制を継続し、最終処分まで適正に実施します。
- ・ごみ処理費用有料制度について検証し、3年ごとの見直しを検討
- ⑦ 住民の居住環境を維持するため、村内廃棄物処分場の監視を継続して実施します。
- ・県廃棄物監視委員と連携を取りながら、環境審議会委員及び地元住民とともに現地調査の実施（年1回）
 - ・水質検査（地下水）の実施（年1回）

【目標指標】

目標指標	現 状	目標値(2024年度)	補足説明
家庭系ごみ年間排出量	604 t (2018年)	581 t	年間排出量推計値(基本フレーム)から1.5%削減
家庭系ごみ1人1日当たり排出量	336 g (2018年)	340 g	年間排出量推計値から算出した推計人口(基本フレーム)の1人1日当たりの排出量

関連計画

- ・中川村分別収集計画
- ・一般廃棄物処理基本計画（上伊那広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく中川村行動計画）

【用語解説】

※1 3R:環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取り組みの頭文字をとったもの。リデ

ユース (Reduce : 発生抑制)、リユース (Reuse : 再使用)、リサイクル (Recycle : 再生利用) の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方。

(Reduce : 発生抑制) 物を大切に使いごみを減らす。必要ないものを買わない、もらわない。

(Reuse : 再使用) 使えるものは繰り返し使う。または人に譲る。詰め替え用品を使う。

(Recycle : 再生利用) ごみを正しく分別し資源として循環。再生製品の利用

※2 30・10 運動: 宴会・会食時の食べ残しを減らすための取り組みで、「①注文の際に適量を注文しましょう、②<乾杯後 30 分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう、③<お開き 10 分前>になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」を合言葉に、一人ひとりが「もったいない」を心がけ、美味しく宴会を楽しみつつ食品ロス削減する運動。2011 年松本市で始まり、全国的に広まっている。

※3 使い捨てプラスチック: 一度使用したら、再資源化または廃棄してしまうプラスチック類
テイクアウト用の飲料カップやストロー、シャンプーなどのプラスチック製容器、商品を包んでいるビニール製の包装、レジ袋やペットボトルなど

※4 信州プラスチックスマート運動: 意識して「選択 Choice」、少しずつ「転換 Change」、分別して「回収 Collect」の 3 つの「C」の行動を意識し、県民、事業者、行政それぞれの立場でプラスチックの減量化、資源化、代替品への転換など、プラスチックスマートに基づく取り組みを進め、美しく環境に優しい長野県を目指す県民運動。(プラスチックスマート→海洋プラスチックごみによる地球環境への影響を認識し、生活の中でプラスチックと賢く付き合うことを意識して考え取り組むこと。)

※5 信州環境カレッジ講座: 県民、NPO、企業、大学、行政等の協働による全県的な「学び」の場、活動の場。県民の環境に関する「学び」を拡大し、信州の美しく豊かな自然環境の保全や、持続可能な社会を支える人づくりを進める。楽しく学べる講座が多数用意されている。

※6 グリーンマーク: 古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として財団法人古紙再生促進センターが 1981 年(昭和 56 年)5 月に策定したマーク。表示の対象物品は、原則古紙 40%以上利用して作られた製品。トイレtpーパーは 100%、コピー用紙は 50%以上と一部の製品にはそれぞれ配分基準が設けられている。



エコマーク: 様々な商品 (製品及びサービス) の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサ



イクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境に役立つと認められる商品に付けられる環境ラベル。環境省所管の財団法人日本環境協会によって平成元年 (1989 年) に制定された。このマークを活用することで消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成を図ることを目的としている。

※7 グリーン購入：製品やサービスを購入する前にまずその必要性（例えば、本当に購入しなければならないか？所有している物品等の修理はできないか？）を十分に考えること、購入する場合には価格や品質・機能、デザインだけではなく、環境への負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業所から優先的に購入すること、そして購入した製品やサービスが不要になった場合には適切に廃棄すること、この3つを適切に実施する活動を指す。消費者観点でグリーン購入、生産者の観点ではグリーン調達という。

日本では、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等によるグリーン購入に関する情報発信や普及促進を図る緩やかな組織としてグリーン購入ネットワーク（GPN）が1996年設立され、2000年5月には「国等による環境物品等の調達等に関する法律（グリーン購入法）」が策定された。グリーン購入法の特定調達品目は、22分野275品目（2020年度）となっている。

2 美しい村の自然を活かした心地よい生活環境の実現

(1) 自然環境の保全

【現状と課題】

小渋峡及び陣馬形山の一部は県立自然公園に指定されており、これらを含めた中川村の豊かな自然環境は、村民や村を訪れる人々に自然の恵みと癒しをもたらしてくれます。一方、近年村内でもアレチウリやオオキンケイギクなど特定外来生物※1の増加も見受けられます。

豊かな自然環境を未来に引き継ぐため、適正な保全と活用、それに関わる人材の育成が求められています。

【基本方向】

豊かな自然環境を住民共有の財産ととらえ、次代に引き継ぐことのできる村を目指します。

【施策の内容】

- ① 広報誌やチラシ等により、住民や観光客へ自然環境保全意識の啓発活動を行います。
 - ・村広報への記事掲載、啓発チラシの配布
- ② 自然や景観を守るため、生育範囲を拡大している特定外来生物の調査・駆除などの環境保全活動を住民と協働で実施します。
 - ・アレチウリ、オオキンケイギク等特定外来植物駆除活動の実施
シルバー人材センターへ駆除作業の委託
天竜川河川美化清掃・地区作業等に合わせた取り組み
関係団体との連携など
 - ・特定外来生物に関する情報提供と啓発
広報、ホームページ、チラシ等の配布
- ③ 関係機関や団体と連携・情報交換を持ちながら、村内に生育する希少野生動植物等の生育環境の保全に取り組みます。
 - ・希少野生動植物等の情報収集及び調査
 - ・保全組織・団体等の活動支援
- ④ 村を訪れる観光客等へ自然環境保全を啓発します。
 - ・観光施設への啓発チラシ設置、ポスター掲示等
- ⑤ 土地の形質変更や開発を伴う行為については、自然環境や景観への影響に配慮し、適正な実施を促します。
 - ・自然公園法、都市計画法、長野県景観条例、中川村環境保全条例、中川村美しいむらづくり条例など、関係法令・条例の遵守及び適正な助言・指導
 - ・開発行為に係る情報収集、県等関係機関との連絡調整

- ⑥ 環境に配慮した公共工事の設計・施工に努めます。
- ・現場の環境に配慮した工事設計
 - ・建設廃材再資源化の推進、リサイクル資材の活用

〔用語解説〕

- ※1 特定外来生物：明治時代以降に日本に入り込んだ外来生物（人為の影響によって、本来の生息地域から元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物）の内、農林水産業、人間の生命・身体、生態系に被害を及ぼすもの又は及ぼす恐れがあるもので、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき指定された生物。2018年4月時点で指定されている生物は、ブルーギル、コクチバス（ブラックバス）、オオキンケイギク、アレチウリ、オオハンゴウソウなど全148種。

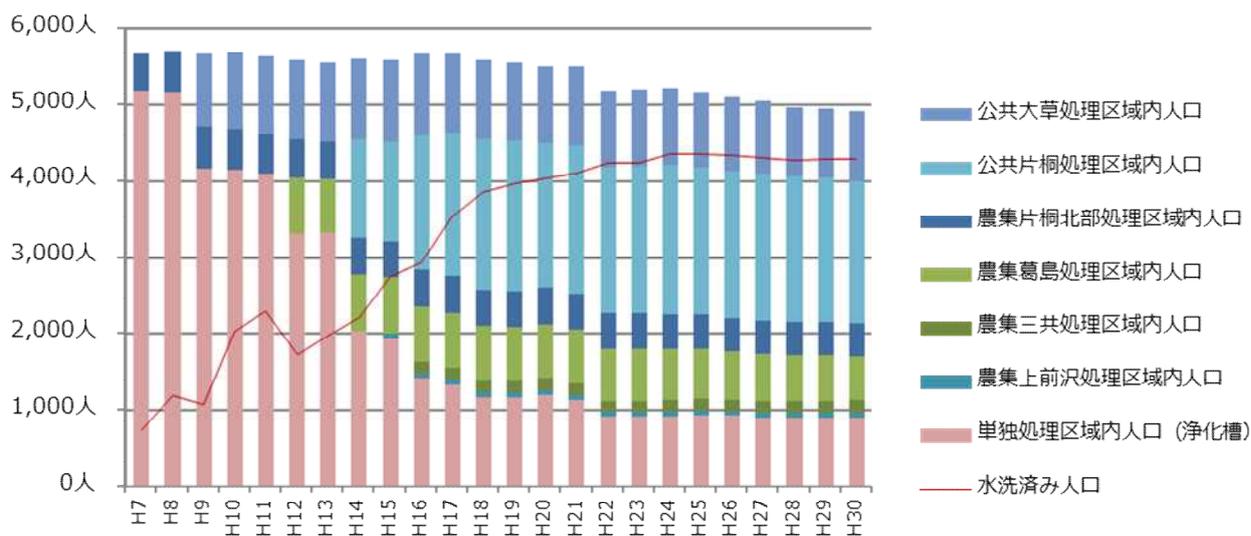
(2) 公共用水域の水質汚濁防止

【現状と課題】

公共下水道・農業集落排水事業区域内の水洗化率※1及びこれらの区域外での合併処理浄化槽の普及率は増加傾向にあります。

引き続き下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を促し、水質汚濁による自然環境・生活環境への悪影響の防止と継続的な監視、健全経営に向けた検討が求められています。

処理区域内別人口及び水洗済み人口の推移



【基本方向】

公共下水道等の普及による公共水域の水質が守られた、快適に生活できる村を目指します。

【施策の内容】

- ① 公共用水域の水質を保全するため、公共下水道事業・農業集落排水事業の適正な運営を図ります。
 - ・公共下水道・農業集落排水施設の適正な維持管理
 - ・機能診断調査を踏まえた最適整備構想※2に基づく施設の計画的な更新
- ② 快適な住環境を創出するため、公共下水道等への接続を促します。
 - ・未接続世帯等への調査及び普及促進
- ③ 公共下水道事業区域等以外の区域では、合併処理浄化槽設置を支援します。
 - ・合併処理浄化槽設置に対する補助
 - ・浄化槽パトロールの実施、維持管理講習会等の開催（年1回）
 - ・合併浄化槽の維持管理及び更新等に対する補助の検討
- ④ 公共下水道事業等の経営の健全化・効率化のために、下水道処理区の統廃合を含めた検討を行います。

・ 汚水処理施設の統廃合に関する調査及び長期的な計画見直しの検討

⑤ 豊かな水環境を維持するために、公共用水域の水質の継続的な監視を行います。

- ・ 水道水源の定期的な水質検査の実施
- ・ 河川等水質検査の実施
- ・ 井戸水の水質検査

⑥ 健全な水循環を維持するため、水循環基本法の基本理念を踏まえた必要な規制のあり方を検討します。

- ・ 関係条例等の制定に向けた検討

【目標指標】

目標指標	現 状	目標値 (2024 年度)	目標値の説明
水洗化率	(2019 年) 90.9%	93.5%	「水循環・資源循環のみち 2015」構想を参考に、年 0.6%の増を見込む

(合併浄化槽による処理を含む)

関連計画

- ・ 「水循環・資源循環のみち 2015」構想

〔用語解説〕

- ※1 水洗化率：公共下水道等を整備した区域内の人口に対して、実際に公共下水道等に接続して水洗化した人口の割合
- ※2 最適整備構想：農業集落排水事業の各処理区の機能保全計画をとりまとめ、全施設を縦横断的に最適化（予算の平準化、同期化）し、最適な実施シナリオを反映した長期的な整備構想

(3)生活環境の保全

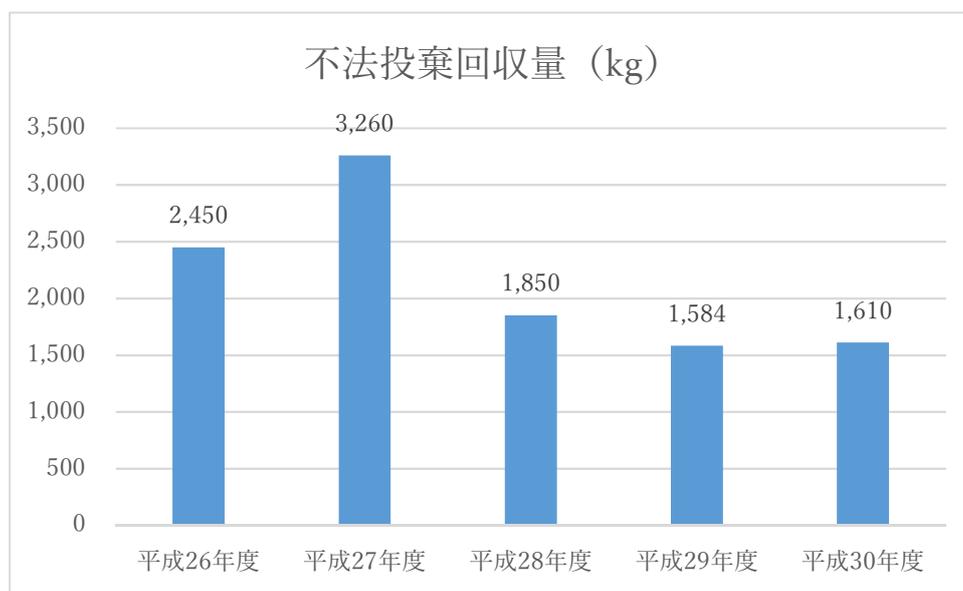
【現状と課題】

大気汚染、土壌汚染、騒音・振動、悪臭、不法投棄等は、自然環境や村民に直接的な被害をもたらし、私たちの安心安全なくらしに大きな影響を与えます。近年、村では大気汚染や土壌汚染のような公害は発生していませんが、不法投棄は毎年十数件発生し横ばい傾向で推移しており、水質汚濁や騒音、悪臭などの苦情も数件発生しています。また、今後リニア中央新幹線工事発生土搬出により、沿線地域住民の生活環境への影響も心配されています。

環境汚染や公害を未然に防ぐためには、村民や事業者が常に公害防止の意識を持つことが重要です。今後、啓発活動や巡視活動等を積極的に行っていく必要があります。

【近年の公害等発生状況】

	H26	H27	H28	H29	H30	合計
大気汚染	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0
水質汚濁	2	2	3	1	4	12
騒音	0	0	0	1	0	1
振動	0	0	0	0	0	0
悪臭	1	1	3	3	0	8
その他	3	1	4	1	2	11
不法投棄	10	14	5	15	11	55
野焼き	0	2	4	2	4	12
合計	16	20	19	23	21	99



【基本方向】

住む人の暮らしと、様々な活動が調和した、公害の発生のない村を目指します。

【施策の内容】

- ① 騒音・振動・悪臭・河川の汚濁などの公害を発生させないため、公害防止意識の啓発を行います。
 - ・ 広報誌や隣組回覧、村ホームページ等による公害防止意識の啓発
 - ・ 小規模事業者や飲食店等での公害防止対策の推進
 - ・ 水質汚染事故が発生した場合の関係機関、関係部署との連携及び対策の検討
- ② ごみのポイ捨て、ごみの不法投棄を予防するため、不法投棄禁止看板の設置や啓発活動、定期的な巡視活動を行います。
 - ・ 不法投棄の情報提供の周知、不法投棄現場確認、回収及び処理
 - ・ 不法投棄常習箇所への不法投棄禁止看板の設置及び更新
 - ・ 担当職員によるパトロールの実施
 - ・ 伊那建設事務所、地域振興局環境課、駒ヶ根警察署、役場諸係とのパトロールの実施（年2回）
 - ・ 不法投棄監視員による定期的な監視（月10時間程度）
 - ・ 不法投棄の巡回及び回収をシルバー人材センターへ委託（月3回）
 - ・ 広報誌や隣組回覧、村ホームページ等による啓発活動
 - ・ 不法投棄者への厳正な対処と悪質者対策の強化
 - ・ 投棄物の内容物の確認及び投棄者が判明した場合の関係機関への連絡
 - ・ 上伊那地区不法投棄防止対策協議会での他市町村との情報交換
- ③ ペットの正しい飼い方を推進するため、飼い主等への啓発に努めます。
 - ・ 広報誌や隣組回覧、村ホームページ等によるペットの適正飼育の啓発、情報提供
 - ・ 犬の登録義務、狂犬病予防注射の接種義務の呼びかけ
 - ・ ペットの糞被害常習箇所への看板の設置
 - ・ 適正飼育できない飼い主に対する指導及び改善策の提示
- ④ 地域や事業者の環境美化運動を促します。
 - ・ 小、中学校における環境学習（ごみ拾い登校や資源回収、花壇整備、学校周辺の美化活動等）の推進
 - ・ 事業所で開催される学習会に、資料及び情報の提供
 - ・ 商工会青年部、猟友会、村内事業所、ボランティア等によるごみ拾いや環境美化運動の支援（ごみ袋提供、回収されたごみの処理）

- ・各地区へ村道等の環境美化運動の実施依頼
 - ・環境美化運動期間中の役場職員及び村内事業所による国道、農道沿いのごみ拾い計画・実施（毎年5月）
 - ・建設業協会による道路クリーン作戦への支援（ごみ袋提供、回収されたごみの分別及び処理）
- ⑤ 公害発生が懸念される事業等の実施前後に開催される公害防止協議を支援します。
- ・関係企業、地元住民等との協議調整、公害対策の検討・提案
- ⑥ リニア中央新幹線工事発生土搬出に伴う住民生活への影響を低減させるため、関係者との協議・指導を行います。
- ・沿線地域における環境への影響把握
 - 長野県大気環境測定車・移動コンテナ局による大気環境測定
 - リニア中央新幹線事業者による大気、振動、騒音測定
 - ・発生土搬出に関する確認書の締結と適正な履行のための協議・指導

(4)空家等対策の推進

【現状と課題】

全国では、人口減少や社会構造の変化、建物の老朽化等に伴い、所有者により適正な管理が行われていない空き家や空き地が増加し、景観・衛生・防犯等の問題が発生しています。村では、平成29年3月から平成31年3月にかけて、各地区からの情報や担当職員の現地調査により村内の空き家等の現況調査を行うとともに、令和元年度に「中川村空家等対策計画」を策定し、適正に管理されていない空き家等への対策方針を定めました。今後、空き家等所有者に対する適正な管理の啓発や空き家の有効活用などの取り組みが必要です。

【地区別空き家件数】

			単位：件
大草地区	葛島地区	片桐地区	合計
96	41	36	173

(空き家等現況調査(平成29年3月～平成31年3月)結果より)

【基本方向】

空き家や空き地(宅地)の適正な管理と有効活用により、住む人・住みたい人が安心できる村を目指します。

【施策の内容】

- ① 空き家や空き地(宅地)の適切な管理は所有者の責任であることから、所有者への情報の提供と啓発を図ります。
 - ・ 空き家等の情報収集、台帳整備とデータベース化
 - ・ 村広報誌、ホームページ、チラシ等による啓発活動
 - ・ 空き家所有者に対する空き家等の対策や活用に関する情報提供
 - ・ 適正管理できていない空き家等所有者に対する管理改善依頼文書の送付
 - ・ 庁内関係部署や県、関係団体等と連携した相談体制の整備
- ② 空家等対策特別措置法に基づく空き家等対策協議会を設置し、適切に管理されず、生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家等について、関係地区や団体などと連携し対策を図ります。
 - ・ 適正な管理がされていない空き家等の調査の実施
 - ・ 空き家等対策協議会の開催
 - ・ 空家等対策特別措置法に基づく特定空家※1等の認定及び必要な措置の実施
- ③ 空き家や宅地の利活用を支援します。
 - ・ 空家等活用促進事業補助制度(売却・貸出事業、除却事業、改修事業)の活用

- ・空家情報登録制度の利用促進（令和2年5月現在登録数 10戸）
- ・移住希望者に対する空き家等の情報提供
- ・地域住民からの要望による空き家等の有効活用について検討

関連計画

- ・中川村空き家等対策計画
-

〔用語解説〕

※1 特定空家：2015年5月に施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法律」（以下、「特措法」）で定められている、以下の4つの状態のいずれかにある空家のことをいう。

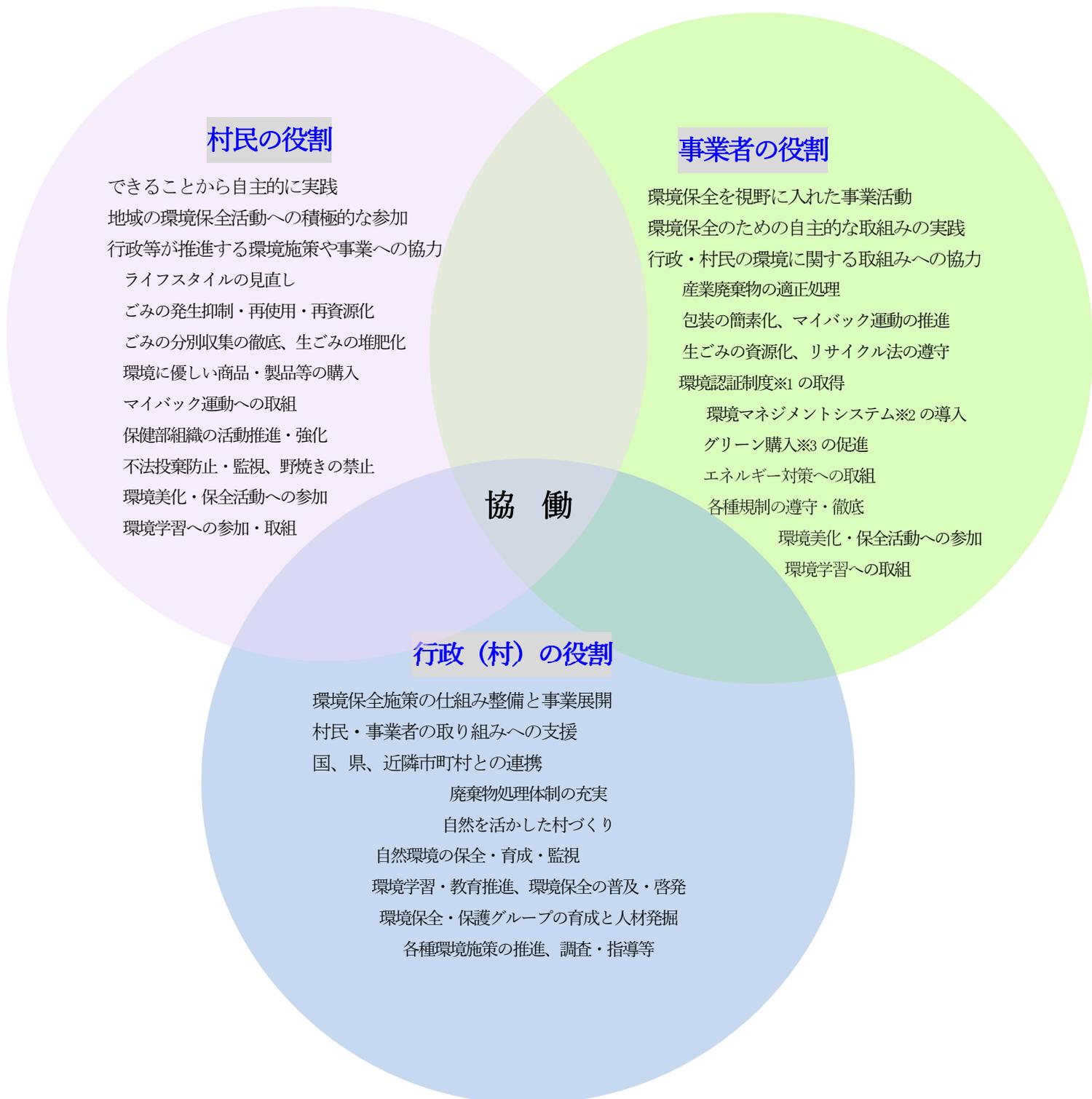
- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

特措法では、市町村に立入調査、助言・指導、勧告、命令の権限を付与しており、勧告を受けると固定資産税の住宅用地特例除外となり、最終的に命令に従わず改善が見られない特定空家は行政代執行の措置を講ずることができる。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

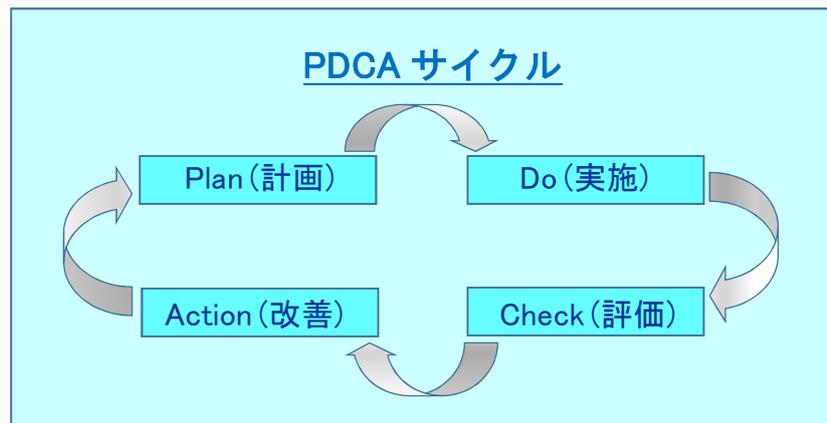
中川村の美しく豊かな自然環境を保全・育成していくためには、村民、事業者、行政がそれぞれの環境に対する責任を自覚し、役割に応じて取組を進める必要があります。日常生活や事業活動をはじめ、あらゆる活動において環境保全と育成に向けた行動にそれぞれの立場で取り組むとともに、相互に連携・協力しながらそれぞれの役割と責任を果たすことでこの計画の推進を図ります。



2 計画の進行管理

環境基本計画を推進し、実効性のあるものとするため計画の進行状況を点検・評価して継続的な改善を図っていきます。そのためには、PDCAサイクル（①計画 Plan ②実行 Do ③点検・評価 Check ④見直し Action）による進行管理を目指します。

実務的には、実施状況について取りまとめ、点検・評価し、意見聴取します。そして村民や事業者などからも必要に応じ意見聴取することで、改善、見直しを検討していきます。



また、環境基本計画が対象としている内容が幅広いため、村民や事業者との連携や、国や県、関係機関・自治体などとの協力体制の推進が求められます。計画を推進する中で、これらの課題についても取り組んでいきます。

〔用語解説〕

- ※1 環境認証制度：企業等が自主的に行う環境配慮について、第三者機関が認証することにより、対外的に環境にやさしい企業や製品等をPRする仕組みのこと
- ※2 環境マネジメントシステム：EMS（Environmental management System）ともいわれ、企業や団体等の組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けた取組を実施するための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みのことをいう。環境省が策定した「エコアクション21」や国際規格の「ISO14001」がある。他にも地方自治体、NPOや中間法人等が策定したものもあり、全国規模のものには「エコステージ」「KES」「環境マネジメントシステム・スタンダード」がある。
- ※3 グリーン購入：（P.14 参照）

〔別添資料〕

SDG s (Sustainable Development Goals)

SDG s とは、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指す平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDG s は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものです。この取り組みの特徴は、大きく 5 つでありそれぞれ、①普遍性（先進国を含め、全ての国が行動）②包摂性（人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」）③参画型（全ての利害関係者が役割を）④統合性（社会・経済・環境に統合的に取り組む）⑤透明性（定期的にフォローアップ）となっています。

日本では平成 28 年（2016 年）5 月に SDG s に関する第 1 回会合を開催し、総理を本部長、官房長官・外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とする SDG s 推進本部を設置し取り組みを行うとともに、政府による SDG s を推進するための取り組みを示し、SDG s が創出する市場・雇用を取り込みつつ、国内外の SDG s を同時に達成し、日本経済の持続的な成長につなげていくとしています。

また、パリ協定が発効し、世界の経済・社会活動の方向性が脱炭素社会への転換に向けて動き出しています。

一方、SDG s 達成に向け政府が定めた「持続可能な開発目標（SDG s）実施指針」（2016 年 12 月）においては、地方自治体の各種計画に SDG s の要素を最大限反映することが奨励されており、長野県は SDG s 未来都市に選定され、長野県 SDG s 未来都市計画を策定するとともに、長野県の総合計画である「しあわせ信州創造プラン 2.0」にも、その取り組みについて示しています。また、市町村でも、持続可能な社会を目指すために SDG s への取り組みが始まっています。

中川村においても、SDG s など世界基準に照らして持続可能な村づくりを進めていくため、中川村第 6 次総合計画において各施策に関連する SDG s の目標を表記しています。また、村内の個人、企業、NPO などが行政と連携し、さらに、必要に応じて広域的な連携を行いつつ、積極的に経済・社会や環境等の課題に関わることが求められます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標 6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
目標 9	強靱(きょうじん)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11	包摂的で安全かつ強靱(きょうじん)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化し、あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ